24 日 獣 発 第 188 号
平 成 24 年 10 月 2 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

食品中の放射性物質に関する新たな基準値の適用に当たっての牛の飼養管理に関する注意喚起について

このことについて、平成 24 年 9 月 14 日付け 24 生畜第 1154 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いします。

このたびの通知は、平成 24 年 10 月 1 日以降食品の基準値（100Bq／kg）が牛肉にも適用されることから、万一にも食品の基準値を超過することのないよう、安全な飼料の給与、適切な飼養管理の指導及び出荷時における出荷前の飼養管理状況の確認を再度徹底するため、別添のとおり、牛の出荷等に向けた飼養管理上の留意点を整理したので、本会関係者に対し周知の徹底を依頼されたものです

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

24生畜第1154号
平成24年９月14日

社団法人　日本獣医師会会長理事　殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食品中の放射性物質に関する新たな基準値の適用に当たっての牛の飼養管理に関する注意喚起について

このことについて、別添のとおり東北農政局及び関東農政局宛に通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願いいたします。

公社団法人日本獣医師会
受付
24. 9. 20
第402号

㊨

24生畜第1154号
平成24年９月14日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食品中の放射性物質に関する新たな基準値の適用に当たっての牛の飼養管理に関する注意喚起について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値（以下「食品の基準値」という。）への対応については、既に、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年２月３日付け23消安第5339号、23生畜第2300号、23水推第947号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）により、牛用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値を見直すとともに、「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成24年２月３日付け23生畜第2255号、23消安第5364号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長連名通知。以下「２月３日通知」という。）により、食品の基準値に適合した飼養管理の指導をお願いしているところです。

平成24年10月１日以降食品の基準値が牛肉に適用されることから、万一にも食品の基準値を超過することがないよう、安全な飼料の給与、適切な飼養管理の指導及び出荷時における出荷前の飼養管理状況の確認を再度徹底するため、これまでに牛肉中の放射性セシウム濃度が食品の基準値を超過した事案等を踏まえ、下記の通り、牛の出荷等に向けた飼養管理上の留意点を整理しました。

つきましては、別添のパンフレット等も活用し、留意点を踏まえた適切な牛の飼養管理が図られるよう、貴局管内の各都県に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

１　食品の基準値の超過事案の発生要因

これまでに牛肉中の放射性セシウム濃度が食品の基準値を超過した事案について、その発生要因として考えられるものは以下のとおり。

①　モニタリング結果等により給与の自粛が求められている粗飼料が誤って給

与可能な粗飼料に混入した

② 出荷の際、当該牛に過去に給与された牧草の放射性セシウム濃度が暫定許容値以下であることを地域モニタリング又は当該農家に係る個別調査により確認したものの、実際に当該牛に給与された牧草の放射性セシウム濃度がその濃度より高かった

③ 出荷までの飼い直し期間が過去に給与された粗飼料の量及び放射性セシウム濃度に照らして不十分だった

④ 出荷に当たって飼い直しが必要であったにもかかわらず、そのことが県等の指導機関から生産者に伝達できていなかった

⑤ 除染（草地更新）を行った牧草地から生産された牧草について、除染の効果を確認しないまま給与した

2 牛の出荷等に向けた飼養管理に関する留意点

（1）２月３日通知の２（２）に規定されている以下の項目について指導を再度徹底するとともに、出荷等の際は、指導に沿った飼養管理が行われていることを確認すること。

① 暫定許容値以下の飼料のみ給与すること

② 廃用を予定している牛のうち乳用牛及び繁殖雌牛については、過去に給与された飼料の放射性セシウム濃度や給与量等からその肉の放射性セシウム濃度が食品の基準値を上回る可能性がある場合には、放射性セシウムが検出されない粗飼料を給与し、計画的な飼養管理による十分な飼い直しを行うこと

③ 牛肉中の放射性セシウム濃度が食品の基準値以下とならないと考えられる間に生体で販売・譲渡する場合は、基準値を十分に下回ると考えられるまでの期間は飼養を継続する必要があることを購買者に伝達すること

（2）さらに１の発生要因を踏まえ、以下の点について留意すること。

① 同一のモニタリング対象地域内で牧草の放射性セシウム濃度に差が生じる場合があることから、当該地域から生産される牧草中の放射性セシウム濃度が高い可能性がある場合には、より詳細な牧草の調査を行う等により、出荷する牛の肉に含まれる放射性セシウム濃度が食品の基準値を十分に下回っていることを確認すること。

② 堆肥等の放射性セシウム濃度の検査の結果、給与していた粗飼料等の汚染が示唆される場合には、これまでに給与された粗飼料等により牛の肉に含まれる放射性セシウム濃度が上昇している可能性があることから、原因を確認するとともに、必要な飼い直しを行うよう指導すること。

③ 牧草地について除染のための草地更新を行ったときは、当該牧草地から生産された牧草の放射性セシウム濃度を測定し暫定許容値を下回ったことを確認の上、牧草を利用するよう指導を徹底すること。

酪農・肉用牛生産者の皆様へ

解説は裏面です

出荷前管理の再徹底を！

10月1日から食品の基準値(100 ﾍﾞｸﾚﾙ/kg)が牛肉にも正式に適用されます。今後、基準値を超えることがないよう、適切な飼養管理と出荷前の確認の再徹底をお願いします。

これまで牛肉が基準値を超えたケースとそれらの対策

【ケース1】
暫定許容値を超えているため給与できないはずの粗飼料が誤ってえさに混入し、そのまま牛に給与してしまった。

【ケース2】
出荷に当たり、給与牧草の放射性セシウム濃度を確認し必要な期間の飼い直しを行ったが、過去に給与していた牧草に非常に濃度が高いものがあったため、牛肉の濃度が基準値を超えた。

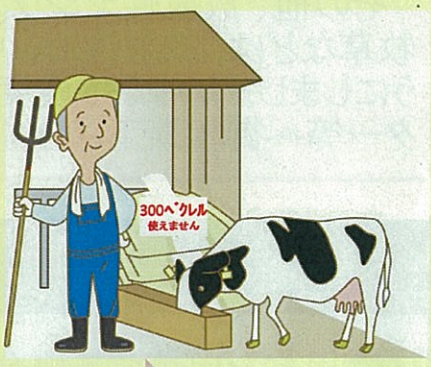

対策 ・許容値以下の飼料のみを食べさせましょう

【ケース3】
農家から聞いていた牧草の給与量が、実際に牛が食べていた量よりもかなり少なかったため、飼い直しが不十分なうちに出荷されてしまった。

【ケース4】
県の職員は、飼い直しが必要と指導していたが、農家へ指示がきちんと伝わっていなかったため、牛が飼い直しされずそのまま出荷されてしまった。

対策 ・普及センター等によく相談しましょう

【ケース5】
草地更新後の牧草は使って良いと考え濃度を確認せずに牛に給与していたが、更新前の牧草がそのまま残っていたため、収穫した牧草が暫定許容値を超えていた。

対策 ・更新効果を確認してから牧草を使いましょう

裏モー読んでネ

解　説

○ 飼料の管理（暫定許容値以下を給与）を徹底

汚染により利用できない飼料の保管に当たっては、**目印をつけ別の場所に保管**（写真右下）するなど、誤って利用しないよう留意しましょう。

また、牛が勝手に屋外の雑草等を食べないよう、**放牧ができない地域では、牛が舎外へ出ないよう注意**しましょう。

その他、放射性セシウム濃度が分からなくなってしまった牧草などは、放射性セシウム濃度を確認してから利用するようにしましょう。なお、濃度の確認方法については、普及センター等へ御相談下さい。

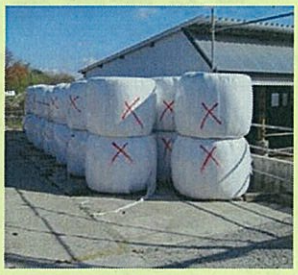

○ 飼い直しは、普及センター等の指示を確実に遵守

廃用牛を出荷する場合は、普及センター等の職員が、出荷までに食べていた飼料の放射性セシウム濃度や量から飼い直しに必要な期間を計算・指示します。

廃用牛の出荷に当たっては、必ず普及センター等へご相談下さい。なお、その際は、これまで牛が摂取した飼料等の全てを伝え、**指示された事項については、確実に実施して下さい。**

○ 草地更新後でも、濃度を確認してから給与

牧草の放射性セシウム濃度を下げるためには、草地更新が有効です。しかし、これが不適切な場合（例：前の牧草が枯死しておらず再生した、土壌のカリ濃度やpHが低かった等）は、更新しても牧草の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えてしまう場合があります。

草地更新後は、普及センター等へ連絡し、牧草の放射性セシウム濃度を確認してから利用して下さい。

連絡先：○○県○○課　担当：○○係　電話：○○○○○○○○